

処 分 基 準

令和元年12月14日作成

法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律
根 拠 条 項：第25条第2項第3号
処 分 の 概 要：自動車運転代行業者に対する営業の廃止命令
原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法 令 の 定 め： ○ 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 ・ 第3条（第7号及び第8号を除く。）（自動車運転代行業の要件） ・ 第4条（認定） ・ 第5条第3項（認定拒否の通知） ・ 第7条第1項（認定の取消し）
処 分 基 準： 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第24条第1項各号に該当する場合、自動車運転代行業に当たることの認識が全くないままに自動車運転代行業を営んでおり、かつ、これがやむを得ないと考えられるような特段の事情のある者については必要に応じ指導を行うこととし、このような場合を除いては営業の廃止を命ずることとする。
問 い 合 わ せ 先：主たる営業所の所在地を管轄する警察署交通担当課 警察本部交通企画課飲酒運転対策係（092-641-4141内線5035）
備 考：